

令和8年度

市民税・県民税・森林環境税

# 特別徴収事務のつづり

## 伊勢市

市町村コード 242039

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

お問い合わせ先

\* お問い合わせの際は特別徴収義務者指定番号をお知らせください \*

<b>課税について</b> 納税義務者(従業員)の異動手続きなど	<b>納税について</b> 未納・過納の確認、督促状など
課税課 市民税係 TEL 0596-21-5534 FAX 0596-21-5535	収納推進課 管理係 TEL 0596-21-5537 FAX 0596-21-5535

各種届出様式は伊勢市のホームページからダウンロードできます。

伊勢市 申請書 税金

検索 

特別徴収義務者 各位

伊 勢 市 長

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

日ごろより市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の市民税・県民税・森林環境税につきまして、地方税法第41条および第321条の4第1項ならびに伊勢市市税条例第45条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者として指定させていただきましたので、関係書類を送付いたします。

つきましては、事務取り扱い上留意していただく事項を、次ページ以降の「特別徴収の取扱いについて」に詳しく記載いたしましたので、諸事務ご多忙とは存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【同封書類】

- ・令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- ・令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- ・令和8年度 個人市民税・個人県民税・森林環境税 領収証書・納入書・納入済通知書  
（不要の申し出のあった事業所におかれましては、納入書は同封していません。  
納入書が必要な場合は課税課市民税係までご連絡ください。）

【目次】

特別徴収の取扱いについて ..... 1～3

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方（特別徴収義務者用） ..... 4

税制改正点（令和8年度以降適用） ..... 5

お知らせ ..... 6

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税について ..... 7～10

各種申請書類提出における注意事項 ..... 11

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ..... 12

《記入例①》退職・休職等により普通徴収に切り替える場合 ..... 13

《記入例②》退職・休職等により一括徴収をする場合 ..... 14

《記入例③》転勤により別の事業所で特別徴収を継続する場合 ..... 15

《記入例④》退職・休職等により新年度の徴収区分を普通徴収に変更する場合 ..... 16

特別徴収への切替依頼書 ..... 17

《記入例⑤》新たに特別徴収を希望される場合 ..... 18

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書 ..... 19

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 ..... 20

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 ..... 21

公金に関するゆうちょ銀行・郵便局指定通知書 ..... 22

領収証書・納入書・納入済通知書の税額欄の記入について《お願い》 ..... 23～25

# 特別徴収の取扱いについて

## 1. 特別徴収について

### 特別徴収とは

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、給与の支払いを受ける納税義務者が納めなければならない市民税・県民税・森林環境税を6月から翌年の5月までの12回に分け、給与から引き去り、納税義務者に代わって納めていただく制度です。

### 特別徴収による納税義務者

本年1月1日現在、伊勢市に住所を有している人のうち、前年中に給与の支払いを受け、かつ本年4月1日現在、給与の支払いを受けている人、または、退職手当等の支払いを受ける人をいいます。

### 特別徴収義務者とは

納税義務者に対して給与の支払いをし、また退職手当等の支払いの際に所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、地方税法及び伊勢市市税条例の規定により、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていますので、当市から送達いたします決定通知書により、市民税・県民税・森林環境税を徴収して納入する義務があります。また、退職所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、退職手当等の支給時に徴収して納入する義務があります。

毎月徴収する税額等は、納税義務者に5月31日までに通知することになっていますので、同封の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を期日までに配付してください。

なお、給与支払報告書の提出が期限後であった場合などは、変更通知書での通知となる場合があります。

## 2. 納入方法

### 毎月の徴収方法

同封の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」により各月割額は6月から翌年5月まで各月支給する給与から徴収してください。

### 納期限

徴収した税額は、翌月10日（10日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、取扱金融機関等を通して市に納入してください。

### 納入場所

- ・伊勢市役所収納推進課、各総合支所生活福祉課（二見・小俣・御薊）、各支所
- ・取扱金融機関

指定金融機関	百五銀行
収納代理金融機関	三十三銀行、あいち銀行、桑名三重信用金庫、東海労働金庫、伊勢農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会 ※上記の金融機関は全店舗ご利用いただけます。
	ゆうちょ銀行（三重・愛知・岐阜・静岡の各県内のゆうちょ銀行及び郵便局） ※三重・愛知・岐阜・静岡以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、初回払込時に「公金に関するゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」（P.22）をゆうちょ銀行・郵便局にご持参の上、納入してください。

- ※特別徴収の納入にあたっては、口座振替はご利用いただけません。
- ※コンビニエンスストア及びスマートフォンでの納入を希望する場合は、バーコード付きの納入書を発行しますので、課税課市民税係（0596-21-5534）または収納推進課管理係（0596-21-5537）へご連絡ください（詳しくは市ホームページをご覧ください。※「伊勢市 税金 市税の納付方法」で検索）。
- ※e L T A Xを利用している場合は、共通納税システムにより納付いただくことができます。利用手続きについてはe L T A Xのホームページをご覧ください。

### 納期限までに納入しなかった場合（延滞金と滞納処分）

延滞金は、納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ、納入金額に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

また、督促を受けた場合は、その督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日までに完納されなかった場合には、特別徴収義務者が滞納処分を受けることがあります。

### 納期の特例

給与の支払いを受ける人（伊勢市外に住所を有する納税義務者を含む）が常時 10 人未満の事業所に限り、月割額を年 2 回に分けて納入することができる特例があります。

	1 回目	2 回目
納期限	令和 8 年 12 月 10 日（木）	令和 9 年 6 月 10 日（木）
納入する月割額	6 月分～11 月分 （6 か月分）	12 月分～5 月分 （6 か月分）

特例を希望される事業所は「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（P. 20）を提出してください。提出いただいた月の翌月分の税額から納期特例に変更し、追って承認書等の通知を送付します。（すでに特例の承認を受けている事業所は提出していただく必要はありません。）

なお、納期の特例の適用後、給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満でなくなった場合には、「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」（P. 21）を遅滞なく提出してください。

ご不明な点がございましたら、課税課市民税係までご連絡ください。

## 3. 納税義務者の異動手続き

### 納税義務者が異動した場合（記入例を P. 13・14・16 に記載）

納税義務者が退職・休職・死亡等の理由により、税額を給与から徴収できなくなった場合は、異動した月の翌月 10 日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P. 12）を必ず提出してください。

届出が遅れますと、各月の月割額と実際に納入した月割額に差額が生じ、未納が出れば督促状の発送を行う場合があります。

### 【異動事由の記入について】

異動の理由が、退職、休職、長期欠勤、死亡のほか、「a. 他事業所で特別徴収されている」「b. 給与が支給されない月がある（または、引ききれない）」「c. 事業専従者のみ」に該当する場合でないと普通徴収に切り替えることはできません。異動の事由で該当するところにチェックをしてください（詳しくは P. 6 の「◆市民税・県民税・森林環境税の給与からの特別徴収について」及び P. 13・14・16 の記入例をご覧ください。）。

### 【退職後の支払い方法】

特別徴収されていた納税義務者が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、未徴収税額を納入する方法は次の 2 つとなります。

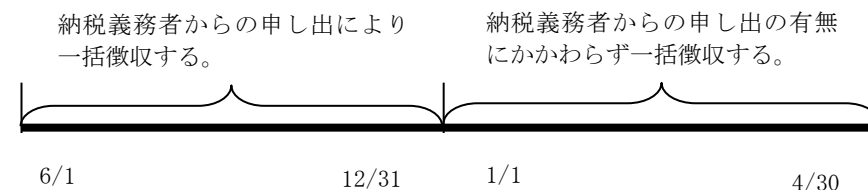
#### ①普通徴収

納税義務者が納付書等により、直接納付する方法です。未徴収税額

を年 4 回の納期（6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の各末日）に分けて納税します。

#### ②一括徴収

未徴収税額を退職手当等から一括して徴収する方法です。退職月日により次のように異なります。



\* 納税義務者が翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職など給与の支払いを受けないこととなった場合には、地方税法第 321 条の 5 第 2 項により一括徴収の申し出がなくても月割額の残額を一括して徴収していただくこととなります。未徴収税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合は、未徴収税額を一括して徴収し翌月 10 日までに納入してください。

\* 退職等された後、出国される方（外国人など）の課税について  
退職等された後、出国される場合は、納税手段などが煩雑となることをご説明いただき、未徴収税額の一括徴収にご協力をお願いします。

なお、一括徴収されない場合は、納税管理人（出国される方に代わり納税通知書などの受け取りとその納税を行う方）を選定の上、「市民税・県民税・森林環境税納税管理人承認申請書」の提出が必要です。詳しくは、課税課市民税係までご連絡ください。

### 転勤の場合（記入例を P. 15 に記載）

転勤する人が新しい勤務先においても引き続き特別徴収をされる場合は、転勤先の事業所へ連絡・確認のうえ、転勤元の事業所から「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P. 12）を提出してください。**※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。関連事業所ではない事業所への転職は該当しません。**

なお、異動届出書にはマイナンバー（個人番号）を記載していただくことになっていますが、事業所間でマイナンバー（個人番号）の連絡をすることはできないため、異動届出書は転勤先に送付することなく、転勤元事業所から市へ提出していただくようお願いします。

### 年度途中から特別徴収を希望される場合（記入例をP.18に記載）

年度途中から新たに特別徴収を希望される場合は、「特別徴収への切替依頼書」（P.17）を提出してください。

※「特別徴収への切替依頼書」「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の様式は伊勢市HPからダウンロードできます。

## 4. 特別徴収税額の変更通知

就職・退職等の異動や税額変更により納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合には、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付します。その際、**変更後の納入書は再送付いたしませんので、納入書の金額を変更通知書に記載された金額に訂正して納入してください。**（納入書の訂正はP.23-25を参照。なお、すでに納入書を全て使用され、お手元に納入書がない場合は課税課市民税係までご連絡ください。）

なお、**変更通知書は、当市が切替依頼書や異動届出書を受理した月の翌月15日頃発送**となります。

## 5. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得（退職手当等）に係る市民税・県民税は、所得税の場合と同様に他の所得と区別して、退職手当等の支払いの際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入することとされています。ただし、死亡により支払われる退職手当等は市民税・県民税が課税されません。

### 納税義務者

退職した年の1月1日現在、伊勢市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

### 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円未満は80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×[勤続年数-20年]

\*勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

\*在職中に障害者になったことにより退職したと認められるときは、上記の控除額に100万円が加算されます。

### 退職所得の金額 \*1,000円未満の端数切捨て

退職所得の金額＝[収入金額－退職所得控除額]

※算出した退職所得の課税対象は下表のとおりです。

	勤続年数	退職所得の金額	
		300万円以下の部分	300万円超の部分
役員等以外	5年以下	1/2が課税対象	全額が課税対象
	5年超		1/2が課税対象
役員等	5年以下	全額が課税対象	
	5年超	1/2が課税対象	

### 退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法

退職所得の金額×6%（税率）＝市民税所得割額（\*100円未満の端数切捨て）

退職所得の金額×4%（税率）＝県民税所得割額（\*100円未満の端数切捨て）

#### ◇計算例◇

#### 《退職手当等の状況》

退職手当等 14,223,632円 勤続年数 24年4か月（切上げて25年）

【退職所得に係る市民税・県民税額を算出】

#### ●退職所得控除額

8,000,000円+700,000円×[25年-20年] =11,500,000円

#### ●退職所得の金額

[14,223,632円-11,500,000円] ×1/2

=1,361,816円 1,000円未満の端数切捨て ⇒ 1,361,000円

#### ●退職所得に係る市民税・県民税額

《市民税所得割額》1,361,000円×6%=81,660円

100円未満端数切捨て ⇒ 81,600円

《県民税所得割額》1,361,000円×4%=54,440円

100円未満端数切捨て ⇒ 54,400円

### 納入方法

特別徴収した税額を、別綴の「個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書・納入書・納入済通知書」の退職所得分欄に記入し、徴収した月の翌月の10日までに納入してください。また、裏面の「市民税・県民税 納入申告書」には所要事項を必ず記入してください。（記入例をP.25に記載）

なお、個人事業主の方が退職所得に係る市民税・県民税を納入される際は、納入申告書の取り扱いが異なります。詳しくは課税課市民税係までご連絡ください。

# 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税 額の決定・変更通知書の見方（特別徴収義務者用）

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

三重県伊勢市

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項の規定によって、

516-0037  
三重県伊勢市岩淵1丁目○番△号

株式会社 伊勢市 様

特別徴収税額			課税人員			非課税人員		
420,600			2			1		
月割額	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額	納付額	納付額
	6月分	2	36,700	2	34,900	2	34,900	34,900
	7月分	2	34,900	2	34,900	2	34,900	34,900
	8月分	2	34,900	2	34,900	2	34,900	34,900
	9月分	2	34,900	2	34,900	2	34,900	34,900
10月分	2	34,900	2	34,900	2	34,900	34,900	
11月分	2	34,900	2	34,900	2	34,900	34,900	

納税義務者の特別徴収税額の合計額です。  
【令和8年1月以降の変更点】  
納期特例の場合も、月割額表示になりました。  
納入額は11月分（6月分から11月分の合計額）、5月分（12月分から5月分の合計額）となります。

特別徴収義務者指定番号です。通知書の内容についてお問い合わせいただく際は、こちらの番号をお伝えください。

指定番号	0012345678	宛名	住	特別徴収税額	97,000	6月分	9,000	10月分	8,000	2月分	8,000	(摘要)	0000000000
住	三重県伊勢市○○町○○番地○	氏名	伊勢 太郎	個人番号		7月分	8,000	11月分	8,000	3月分	8,000		
						8月分	8,000	12月分	8,000	4月分	8,000		
						9月分	8,000	1月分	8,000	5月分	8,000		000000-0000

指定番号	0012345678	宛名	00002	市町村	242039	受給者	002	特別徴収税額	323,600	6月分	27,700	10月分	26,900	2月分	26,900	(摘要)	0000000000
住	三重県伊勢市○○2丁目□□番□□号	氏名	伊勢 花子	個人番号		7月分	26,900	11月分	26,900	3月分	26,900						
						8月分	26,900	12月分	26,900	4月分	26,900						
						9月分	26,900	1月分	26,900	5月分	26,900						

指定番号	0012345678	宛名	00003	市町村	242039	受給者	003	特別徴収税額	0	6月分	0	10月分	0	2月分	0	(摘要)	0000000000
住	三重県伊勢市○○3丁目△△番△△号	氏名	課税 正	個人番号		7月分	0	11月分	0	3月分	0						
						8月分	0	12月分	0	4月分	0						
						9月分	0	1月分	0	5月分	0						

指定番号		宛名		市町村		受給者		特別徴収		6月分	*****	10月分	*****	2月分	*****	(摘要)	
住										7月分	*****	11月分	*****	3月分	*****		
										8月分	*****	12月分	*****	4月分	*****		
										9月分	*****						

特別徴収税額の変更や、納税義務者の異動があった場合に、この位置にその事由が記載されます。

- 納税義務者個別の特別徴収税額です。各月分の金額は翌月10日（10日が土日祝日の場合は翌営業日）までに納入いただく必要があります。納期限に間に合うよう、特別徴収税額を給与から引き去りしてください。
- 納税義務者の税額変更や異動があった場合は、「変更月」欄に変更開始月が記載されます。誤納付をされないよう、変更後の税額をご確認の上、P 23～25の記入例を参考に納入書を修正し納入してください。

- 決定通知書には、特別徴収の対象者となった納税義務者全員を記載します。
- 変更通知書には、税額変更や異動があった納税義務者のみ記載します。
- 記載される納税義務者は、受給者番号順です。受給者番号の表示がない場合は、カナ氏名順になっています（システム更新により、令和8年1月から変更しています。ご了承ください。）。

特別徴収義務者名 株式会社 伊勢市

個人番号又は法人番号

## 税制改正点（令和8年度以降適用）

### ◎大学生年代の子などにかかる新たな控除（特定親族特別控除）の創設

従来は、納税義務者と生計を一にする、年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色および白色専従者を除く）がいる場合、当該親族の合計所得金額が48万円までならば特定扶養控除の45万円を適用できました。

令和8年度税制改正において、特定親族特別控除が創設されたことにより、当該親族の合計所得金額が95万円までであれば、特定扶養控除と同額の45万円の控除を受けることができます。

また、下表のとおり、合計所得金額123万円まで、所得の金額に応じて特別控除を受けることができます。

特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

### ◎給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

### ◎各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

#### 改正前と改正後の比較

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

### ◎退職所得の特別徴収票の提出対象者の拡大

市町村長への退職所得の特別徴収票の提出は、令和8年1月1日以降の支払いから、役員に限らず、全ての納税義務者が対象となります。

## お知らせ

### ◆市民税・県民税・森林環境税の給与からの特別徴収について

給与の支払いを受ける納税義務者の市民税・県民税・森林環境税は、法令により、所得税の源泉徴収と同様に、原則として特別徴収義務者（事業主）が毎月パート・アルバイト等を含むすべての納税義務者の給与から特別徴収（引き去り）し、納税義務者に代わって市へ納める必要があります。（地方税法第41条、第321条の4及び328条の5第1項）

三重県と県内市町では、法定要件に該当する事業主の皆さまに市民税・県民税・森林環境税の給与からの特別徴収の実施を徹底しています。原則として下記の理由に該当しない場合は特別徴収となりますのでご注意ください。

ただし、給与支払報告書提出以降で、在職者の中に下記理由に該当し、特別徴収できない納税義務者がいる場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P.12）を提出してください。

- ・退職
- ・休職
- ・長期欠勤
- ・死亡
- ・その他（次のa、b、cのいずれかに該当する方）
  - a. 他事業所で特別徴収されている
  - b. 給与が支給されない月がある（または、引ききれない）
  - c. 事業専従者のみ（ただし全納税義務者が事業専従者のみの場合に限る）

※ eLTAXを利用して異動届出書を提出される場合、上記a～cの理由に当てはまる際は、異動事由「6.その他」を選択してください。場合によってはお問い合わせをすることがありますのでご了承ください。

### ◆市民税・県民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収制度について

平成21年10月支給分の年金から、市民税・県民税・森林環境税を特別徴収（引き去り）する制度が始まり、対象となる人は、公的年金に対する税額を給与から特別徴収することができなくなりました。

その年の4月1日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人が対象となります。

### ◆eLTAX（エルタックス）による電子申告について

eLTAXとは、インターネットを利用して、地方税に関する手続きを行う、または、「地方税共通納税システム」（個人住民税（特別徴収分）などを複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税することができるシステム）を利用して、地方税の納税を行うことができるシステムです。

### 【伊勢市における電子申告の対象】

- ・個人住民税申告書
- ・給与支払報告書、特別徴収に関する手続き
- ・法人市民税申告書、設立異動届
- ・償却資産の申告手続き など

### 【伊勢市における電子納税の対象税目】

- ・個人住民税（特別徴収分、退職所得に係る納入申告分）、固定資産税、軽自動車税 など
- ・法人市民税、入湯税、たばこ税 など

※初めてeLTAXを利用する場合は、eLTAXのホームページから利用届出を行う必要があります。詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

国税に提出する給与所得の源泉徴収票または公的年金等の源泉徴収票のうち、e-Tax等による提出が義務付けられる者（※）は、平成26年1月1日以降に提出の給与支払報告書及び公的年金等の支払報告書等について、eLTAX等による提出が義務付けられています。

なお、国と地方にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書は一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

※ 令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書及び公的年金等の支払報告書については、提出する年の前々年に税務署に提出する源泉徴収票の枚数が100枚以上\*の場合、eLTAX等で提出する義務があります。

\*なお、令和7年1月1日以降は「30枚以上」が対象となります。

-基準年の例-

令和8年に提出する給与支払報告書の提出方法は、**令和6年における源泉徴収票の提出枚数が100枚以上**かで判断します。

提出物	提出先	令和6年		令和8年	
		提出枚数	提出方法	提出枚数	提出方法
源泉徴収票	税務署	100枚	紙	90枚	e-Tax等
給与支払報告書	地方公共団体	100枚	紙	90枚	eLTAX等

# 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税について

## 1. 納税義務者

納税義務者	納める税額
1月1日（賦課期日）に伊勢市に住所がある人	均等割額と所得割額の合計額
1月1日（賦課期日）に伊勢市に事務所・事業所または家屋敷を有し、伊勢市に住所がない人	均等割額

## 2. 非課税者

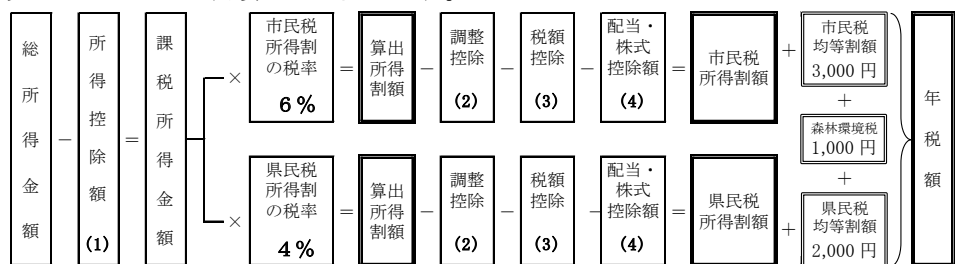
- (1) 前年中に所得を有しなかった人
- (2) 令和8年1月1日現在、次に該当する場合
  - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
  - 障害者、ひとり親、寡婦または未成年者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- (3) 令和8年1月1日以前に死亡した人
- (4) 非課税限度額以下の人（下表中の扶養人数には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます）

	扶養なし	扶養あり
均等割非課税	前年の合計所得金額が38万円以下	前年の合計所得金額が [28万円×(本人+扶養人数)+10万円+16万8千円] 以下
所得割非課税	前年の総所得金額等が45万円以下	前年の総所得金額等が [35万円×(本人+扶養人数)+10万円+32万円] 以下

## 3. 税額計算のしくみ

市民税・県民税には、市民の皆さんに均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担をしていただく「所得割」があります。

令和8年度の市民税・県民税は前年(令和7年)中の所得を基礎として、次の方式により計算したものです。



## (1) 所得控除額

控除の種類	控除額			
雑損控除	差引損失額-総所得金額等×10%=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円=B …AまたはBのいずれか多い方の金額 ※差引損失額=損害金額-保険金等で補てんされる金額			
医療費控除	支払った医療費の金額-保険金等で補てんされる金額 -（「10万円」または「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額×5%」のいずれか少ない方の金額） 〈控除額の上限〉200万円			
医療費控除の特例	※この特例と上記の医療費控除は、どちらか一方の選択適用です。 支払ったスイッチOTC薬購入費の総額-保険金等で補てんされる金額-12,000円 〈控除額の上限〉88,000円			
社会保険料控除	支払った社会保険料の全額 〈対象の保険料〉国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険等			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額 〈対象の掛金制度〉小規模企業共済制度、確定拠出年金制度、心身障害者扶養共済制度			
生命保険料控除	新契約（H24.1.1以降締結分）		旧契約（H23.12.31以前締結分）	
	支払額（A）	控除額	支払額（B）	控除額
	12,000円以下	(A) 全額	15,000円以下	(B) 全額
	12,001~32,000円	(A) ×1/2+6,000円	15,001~40,000円	(B) ×1/2+7,500円
	32,001~56,000円	(A) ×1/4+14,000円	40,001~70,000円	(B) ×1/4+17,500円
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円	
※生命保険契約の「一般生命保険」・「個人生命保険」・「介護医療保険」の各区分でそれぞれの控除額を計算し、各区分における控除額を合計します。 ※「一般生命保険」・「個人年金保険」の各区分において、新契約・旧契約両方の控除額を計算する場合は、各区分における控除額の上限は28,000円です。 〈生命保険料控除全体の控除合計の上限〉70,000円				
地震保険料控除	地震保険契約		旧長期損害保険契約	
	支払額（A）	控除額	支払額（B）	控除額
	50,000円以下	(A) ×1/2	5,000円以下	(B) 全額
	50,001円以上	25,000円	5,001~15,000円	(B) ×1/2+2,500円
		15,001円以上	10,000円	
※「旧長期損害保険契約」とは、保険期間または共済期間が10年以上で、満期返戻金があるものをいいます。 〈地震保険料控除全体の控除合計額の上限〉25,000円				

## ●人的控除関連の所得控除

控除の種類	市・県民税控除額							
	控除の種類	該当者	控除額	人的控除 差額	控除の種類	該当者	控除額	人的控除 差額
障害者控除 ・ 勤労学生控除 ・ ひとり親控除 ・ 寡婦控除	障害者控除	本人・ 扶養親族 等	26万円	1万円	勤労学生控除	本人 のみ	26万円	1万円
	障害者控除 (特別障害)		30万円	10万円	寡婦控除		26万円	1万円
	障害者控除 (同居特別障害)	扶養親族 等	53万円	22万円	ひとり親控除		30万円	女性 5万円
								男性 1万円
※上表の「該当者」に記載の方が対象である場合に限り適用される控除 です。 「該当者」における「扶養親族等」には、同一生計配偶者・16歳 未満の扶養親族を含みます。								
扶養控除	扶養親族の区分		扶養親族の生年月日		控除額		人的控除 差額	
	一般扶養親族		S31.1.2～H15.1.1生 H19.1.2～H22.1.1生		33万円		5万円	
	特定扶養親族		H15.1.2～H19.1.1生		45万円		18万円	
	老人扶養親族		S31.1.1以前生		38万円		10万円	
	同居老親等		S31.1.1以前生		45万円		13万円	
※扶養控除の対象となる扶養親族は、合計所得金額が58万円以下で、 平成22年1月1日以前生まれ（16歳以上）の人をいいます。 ※「同居老親等」とは、「老人扶養親族」のうち、納税義務者やその 配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人をいいます。 ※平成22年1月2日以降生まれ（16歳未満）の扶養親族については、 扶養控除の対象とはなりません。障害者控除や市県民税・県民税 非課税判定等に影響するため申告が必要です。								
基礎控除	合計所得金額			基礎控除額				
	2,400万円以下			43万円				
	2,400万円超2,450万円以下			29万円				
	2,450万円超2,500万円以下			15万円				
※納税義務者の前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎 控除は適用されません。								

控除の 種類	配偶者の前年の 合計所得金額	納税義務者の前年の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		控除額	人的控 除差額	控除額	人的控 除差額	控除額	人的控 除差額
配偶者控除 一般 老人	58万円以下	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
		38万円	10万円	26万円	6万円	13万円	3万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下	33万円	—	22万円	—	11万円	—
	100万円超 105万円以下	31万円	—	21万円	—	11万円	—
	105万円超 110万円以下	26万円	—	18万円	—	9万円	—
	110万円超 115万円以下	21万円	—	14万円	—	7万円	—
	115万円超 120万円以下	16万円	—	11万円	—	6万円	—
	120万円超 125万円以下	11万円	—	8万円	—	4万円	—
	125万円超 130万円以下	6万円	—	4万円	—	2万円	—
	130万円超 133万円以下	3万円	—	2万円	—	1万円	—

※「配偶者控除（老人）」は、配偶者が昭和31年1月1日以前生まれ（70歳以上）の場合に適用されます。

※納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除・配偶者特別控除のいずれも適用されません。

※配偶者の前年の合計所得金額が133万円を超える場合、配偶者特別控除は適用されません。

◎特定親族特別控除については、P.5の税制改正点（令和8年度以降適用）をご参照ください。

## (2) 調整控除

平成19年の税源移譲に伴い生じる所得税と市民税・県民税を合わせた税負担が、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差により増加しないよう、個々の納税者の人的控除適応状況に応じて市民税・県民税所得割額を減額します。

なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

合計課税所得金額が200万円以下の人	次の①と②のいずれか小さい額の5%
①5万円+人的控除額の差の合計額	②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の人	次の計算式による(2,500円未満となった場合は2,500円)
{5万円+人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}の5%	

※「合計課税所得金額」とは、課税標準額のうち総合課税分、退職所得分及び山林所得分の合計額です。

※「人的控除額の差」は、人的控除関連の所得控除の「人的控除差額」をご参照ください。

※算出された調整控除額を、市民税3/5、県民税2/5に按分します。

## (3) 税額控除額

### 《住宅借入金等特別税額控除》

所得税の住宅ローン控除可能額が所得税で控除しきれなかった場合、下記計算方法で得た額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

市民税・県民税における本控除の適用は、平成21年から令和7年までに入居した人に限ります(特定増改築等に係る住宅借入金等は控除対象になりません)。

<p><b>【計算方法】</b> 次の①と②のいずれか小さい額が控除※1。ただし、9.75(13.65※2)万円が適用上限額。</p> <p>①：所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額          ②：所得税の課税総所得金額等の額に5/100(7/100※2)を乗じて得た額</p> <p>※1 本控除の適用は平成21年から令和7年12月31日に入居した人に限ります。          ※2 平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に入居し、取得に係る消費税等の税率が8%又は10%の特定取得、特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特別特別特例取得の場合。または、令和4年中に入居した人のうち、取得に係る消費税等の税率が10%かつ令和3年9月末までに契約締結した特別特例取得、特例特別特例取得の場合。</p> <p><b>【特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得分】</b> 11年目以降13年目まで税抜建物購入価格×2%÷3の額または住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない額を上限に上記①または②のいずれか小さい額。</p>
--

(注) 今後の税制改正により、算定方法が変更となる可能性があります。

### 《寄附金税額控除》

都道府県・市区町村、三重県共同募金会・日本赤十字社三重県支部、伊勢市または三重県が条例で指定した法人へ合計額が2千円を超える寄附を行った場合、下記①を市民税・県民税の所得割額から控除します。

都道府県・市区町村へ寄附(ふるさと納税)した場合、下記①の控除額に②の控除額が加算され、ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合、さらに③の控除額が加算されます。

①	基本控除額	<p>基本控除額 = (寄附金控除対象額 - 2千円) × 10%          (市民税6%、県民税4%)</p> <p>※寄附金控除対象額は、総所得金額等の30%が上限です。          ※条例指定の場合、伊勢市のみが指定した時は6%。三重県のみが指定した時は4%となります。</p>												
②	特例控除額 (ふるさと納税)	<p>特例控除額(a) = (都道府県又は市区町村に寄附した金額 - 2千円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021)</p> <p>市民税特例控除額 = (a) × 3/5、県民税特例控除額 = (a) × 2/5</p> <p>※特例控除額は、市民税・県民税所得割額の20%が上限です。          ※「所得税の限界税率」とは、寄附者の所得税における最も高い税率(0~45%)です。なお、生命保険料控除・地震保険料控除等の適用により、寄附金控除額の計算上の所得税の限界税率が変動し、所得税と市民税・県民税の寄附金控除の合計額が寄附額 - 2千円とならない場合があります。</p>												
③	申告特例控除額 (ふるさと納税ワンストップ特例)	<p>ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税からの控除は発生せず、上記②の特例控除額にそれぞれ下表に掲げる割合を乗じて得た金額が、上記①・②に加えて市民税・県民税の所得割額から控除されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額-人的控除額の差の合計額</th> <th>上記②に乘じる割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5.105/84.895</td> </tr> <tr> <td>195万円超~330万円以下</td> <td>10.21/79.79</td> </tr> <tr> <td>330万円超~695万円以下</td> <td>20.42/69.58</td> </tr> <tr> <td>695万円超~900万円以下</td> <td>23.483/66.517</td> </tr> <tr> <td>900万円超</td> <td>33.693/56.307</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額-人的控除額の差の合計額	上記②に乘じる割合	195万円以下	5.105/84.895	195万円超~330万円以下	10.21/79.79	330万円超~695万円以下	20.42/69.58	695万円超~900万円以下	23.483/66.517	900万円超	33.693/56.307
課税総所得金額-人的控除額の差の合計額	上記②に乘じる割合													
195万円以下	5.105/84.895													
195万円超~330万円以下	10.21/79.79													
330万円超~695万円以下	20.42/69.58													
695万円超~900万円以下	23.483/66.517													
900万円超	33.693/56.307													

(注) 今後の税制改正により、算定方法が変更となる可能性があります。

### 《配当控除》

配当所得を総合課税分に含めて申告した場合、配当所得に対し下記の割合を乗じた額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## 《外国税額控除》

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、まず県民税の所得割額から県民税控除限度額を限度として控除します。さらに控除しきれない額があるときは、次に市民税の所得割額から市民税控除限度額を限度として控除します。

所得税控除限度額 (A)	市民税控除限度額	県民税控除限度額
$\frac{\text{その年分の 所得税額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \frac{\text{その年分の国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}} = A$	(A) × 18%	(A) × 12%

## (4) 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

一定の上場株式等の配当またはその売却益については、「配当割」または「株式等譲渡所得割」として5%（市民税3%・県民税2%）の税率で市民税・県民税が特別徴収（天引き）されていますが、これらの所得が申告された場合は所得割により課税し、「配当割額」または「株式等譲渡所得割額」を市民税・県民税それぞれの所得割額から控除します。

また、それぞれの所得割額から控除することができなかった場合は、他の所得割額または均等割額に充当、還付または未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。

ただし、これらの控除の適用は、納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に所定の記載がある場合に限ります。

区分	市民税割合	県民税割合
配当割額または株式等譲渡所得割額 (A)	(A) × 3/5	(A) × 2/5

## (5) 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除が控除されます。

### ① 給与収入金額が 850 万円を超え、下記の a～c のいずれかに該当する場合

- a 本人が特別障害者に該当する者
- b 23 歳未満の扶養親族を有する者
- c 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

#### 計算方法

(給与の収入金額 (上限 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

### ② 給与収入と公的年金等収入の双方がある場合

給与収入と公的年金等の収入の双方があり、それらの所得金額の合計額が 10 万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額が控除されます。

なお、上記 ① の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の金額から控除されます。

#### 計算方法

$$\frac{\text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} - 10 \text{ 万円}}{\text{(上限 10 万円)}} \times \text{(上限 10 万円)}$$

## 各種申請書類提出における注意事項

☆マイナンバー(個人番号)・法人番号の利用が開始されたことにより、ご提出いただく各種書類について、マイナンバー・法人番号の記載が必要なものがあります。「特別徴収事務のつづり」にある書類についても記載が必要となるものがありますので、ご注意ください。

### ・「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」 P.12

マイナンバー・法人番号の記載が必要です。

また、転勤の異動届出書を提出される際は、事業所間でのマイナンバーの連絡ができないため、異動届出書は転勤先に送付することなく、転勤元事業所から市へ提出していただくようお願いいたします。

### ・「特別徴収への切替依頼書」 P.17

### ・「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」 P.19

### ・「給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」 P.20

### ・「給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」

P.21

法人の事業主については、法人番号の記載が必要です。

### ・「市民税 県民税 森林環境税 納入申告書」

(退職所得に係る市県民税納入申告書) 納付書裏面

マイナンバー・法人番号の記載が必要です。

※ 個人事業主の方が退職所得に係る市民税・県民税を納入される際は、マイナンバーの取り扱いが異なります。納入申告書記入前に 課税課 市民税係 (0596-21-5534) 特別徴収担当までご連絡ください。

### ◆ マイナンバーの提供を受けられない場合の対応について

法定調書作成などに際し、納税義務者からマイナンバーの提供を受けられない場合でも、安易にマイナンバーを記載しないで書類を提出せず、マイナンバーの記載は法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、マイナンバーの提供を受けてないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いいたします。

### ◆ 個人事業主が書類を提出する場合について

個人事業主のマイナンバーを記載して書類を提出される際は、個人事業主の「マイナンバーカードの両面のコピー」、あるいは「通知カードのコピーと運転免許証などのコピー」などの添付又は提示が必要となります。

また、提出いただいたマイナンバー確認書類、本人確認書類につきましては、マイナンバー確認後、シュレッダー処理をいたします。





個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）の**電子**での受け取りを**希望**される場合は、**受給者番号**は**必須項目**となります。**ただし、次の文字や文字列は使用できないため、ご注意ください。**

項番	文字、文字列	説明
1	,	カンマ
2	@	アットマーク
3	¥	バックスラッシュ、円記号
4	/	スラッシュ
5	:	コロソ
6	*	アスタリスク
7	?	クエスチョンマーク、疑問符
8	"	ダブルクォーテーション
9	'	シングルクォーテーション
10		パーティカルバー
11	#	シャープ
12	%	パーセント
13	^	カレット
14	`	アクセントグラーフ/バックティック
15	~	チルダ

項番	文字、文字列	説明
16	_	アンダーバー
17	<	不等号小なり
18	>	不等号大なり
19	[	左角括弧
20	]	右角括弧
21	{	左中括弧
22	}	右中括弧
23	(先頭が).	先頭1文字目が半角ドット
24	AUX	
25	COM0 ~ COM9	{COM} & 0から9の連番
26	CON	
27	LPT0 ~ LPT9	{LPT} & 0から9の連番
28	NUL	
29	PRN	

# 《記入例①》退職・休職等により普通徴収に切り替える場合

下記記入例は、10月に退職する給与取得者の未徴収税額を、11月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 年税額 [6月～5月分] 120,000円 (イ) 徴収済額 [6月～10月分] 50,000円 (ウ) 未徴収税額 [11月分以降] 70,000円

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 [異動した月の翌月10日までにご提出ください]

令和8年11月2日提出 (宛先) 伊勢市長

所在地 三重県伊勢市岩瀬1丁目〇番△号  
フリガナ カブシキガイシャ イセシ  
氏名又は名称 株式会社 伊勢市

マイナンバー 9999999999999999  
特別徴収義務者 0123456789  
所属 人事課 給与係  
氏名 二見 二郎  
電話 0596-21-\*\*\*\*

給与所得者 フリガナ イセ イチロウ  
氏名 伊勢 一郎  
生年月日 3 50 5 5  
11月1日 伊勢市小俣町元町〇〇番地  
現住所 津市広明町△△番地

現在、特別徴収を行っている令和 **8** 年度分(6月～5月)の市県民税・森林環境税の徴収方法を下記のとおり変更します。

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	120,000 円	(イ) 徴収済額 (納付済額)	6 月分 から 10 月分まで 50,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	11 月分 から 5 月分まで 70,000 円
------------------	-----------	-----------------	-----------------------------	---------------------	-----------------------------

異動年月日 令和 8 年 10 月 31 日

1.  退職  休職  長期欠勤  
 一括徴収  普通徴収 (本人納付)  
 一括徴収した税額は、 月分 (  月  日 納入期限分 ) で納入します。

異動事由をチェックしてください。

3.  死亡 → 普通徴収

4.  その他 (  a. 他事業所  b. 支払少額・不定期  c. 事業専従者のみ ) → 普通徴収 (本人納付)

新年度 新年度分として提出した令和  年度分の給与支払報告書の徴収区分を「特別徴収」から「普通徴収」に変更します。

現年度  
新年度

伊勢市様式

## 《記入例②》退職・休職等により一括徴収をする場合

下記記入例は、10月に退職する給与取得者の未徴収税額を、11月分で一括して納入する場合。

(ア) 年税額 [6月～5月分] 120,000円 (イ) 徴収済額 [6月～10月分] 50,000円 (ウ) 未徴収税額 [11月分以降] 70,000円

給与支払報告書 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書				〔異動した月の翌月10日までにご提出ください〕									
令和 8 年 11 月 2 日提出 伊勢市長		所在地 三重県伊勢市岩瀬1丁目〇番△号		〒 516 - 0037		必要に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。									
給与支払者 伊勢市長		氏名 伊勢 一郎		フリガナ カブシキガイシャ イセシ		特別徴収義務者 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9									
給与所得者 伊勢 一郎		氏名 伊勢 一郎		フリガナ カブシキガイシャ イセシ		所属 人事課 給与係									
フリガナ イセ イチロウ		氏名 伊勢 一郎		フリガナ カブシキガイシャ イセシ		氏名 二見 二郎									
イセ イチロウ		氏名 伊勢 一郎		フリガナ カブシキガイシャ イセシ		電話 0596 - 21 - ****									
イセ イチロウ		氏名 伊勢 一郎		フリガナ カブシキガイシャ イセシ		内線 ( )									
イセ イチロウ		氏名 伊勢 一郎		フリガナ カブシキガイシャ イセシ		現住所 津市広明町△△番地									
イセ イチロウ		氏名 伊勢 一郎		フリガナ カブシキガイシャ イセシ		津市広明町△△番地									

伊勢市様式

現在、特別徴収を行っている令和 **8** 年度分(6月～5月)の市県民税・森林環境税の徴収方法を下記のとおり変更します。  
※上記適用は当該年度の適用を記入してください。

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	120,000 円	(イ) 徴収済額 (納付済額)	50,000 円	(ウ) 未徴収税額 [(ア)-(イ)]	70,000 円
		6 月分から 10 月分まで		11 月分から 5 月分まで	
		※納入書に記載の「月分」を記入		※納入書に記載の「月分」を記入	

異動年月日  
令和 8 年 10 月 31 日

1.  退職  
 休職  
 長期欠勤

一括徴収 → 一括徴収した税額(ウ)は、11 月分(12 月 10 日 納入期限分)で納入します。

普通徴収(本人納付) → 普通徴収した税額(ウ)は、11 月分(12 月 10 日 納入期限分)で納入します。

2. 異動事由をチェックしてください。

3.  死亡 → 普通徴収

現年度  
新年度

現年度の徴収区分を変更する場合はチェックしてください。

いつの納入期限分の何月分で納入するかを記入してください。

(ア) 特別徴収税額の通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

(イ) (ア)のうち、何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。

(ウ) (ア) から (イ) を差し引いた金額を記入してください。

1. 必要 2. 不要

※「他事業所」とは、他事業所で特別徴収されている場合、但し「発生月額・不足額」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引かれる月がある場合。  
※「事業所変更のみ」とは、全従業員が事業所変更のみの場合に該当。

1. 新年度の給与支払報告書を「特別徴収」で提出しているが、異動により新年度の徴収方法を普通徴収に変更する場合はチェックしてください。  
2. 提出した前年度の給与支払報告書の年度を記入してください。

1.  新年度分として提出した令和  年度分の給与支払報告書の徴収区分を「特別徴収」から「普通徴収」に変更します。

# 《記入例③》 転勤により別の事業所で特別徴収を継続する場合

下記記入例は、10月に転勤する給与取得者に対する徴収方法を、11月分から転勤先での特別徴収にする場合。

(ア) 年税額 [6月～5月分] 120,000円 (イ) 徴収済額 [6月～10月分] 50,000円 (ウ) 未徴収税額 [11月分以降] 70,000円

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書 [異動した月の翌月10日までにご提出ください] ※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

提出日 令和8年11月2日提出	マイナンバー 又は個人番号 9999999999999999	特別徴収義務者 指定番号 0123456789	伊勢市様式
所在地 三重県伊勢市岩瀬1丁目〇番△号	所属 人事課 給与係	氏名 二見 二郎	
フリガナ カブシキガイシャ イセシ	氏名 二見 二郎	電話 0596-21-****	伊勢市様式
氏名又は名称 株式会社 伊勢市	振込 当絡 者先 電話 0596-21-****	内線 ( )	
給与所得者 フリガナ イセ イチロウ	マイナンバー 1111111111111111	1月1日 住居地の ある住所 伊勢市小俣町元町〇〇番地	現住所 津市広明町△△番地
氏名 伊勢 一郎	生年月日 3 5 50年5月5日	性別 男	

現在、特別徴収を行っている令和 **8** 年度分(6月～5月)の市県民税・森林環境税の徴収方法を下記のとおり変更します。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000円

(イ) 徴収済額 (納付済額) 6月分から10月分まで 50,000円

(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 11月分から5月分まで 70,000円

異動年月日 令和8年10月31日

1. 退職  
2. 休職  
3. 長期欠勤  
4. 異動事由をチェックしてください。

5. 異動事由を「特別徴収継続」にする場合、この場合の「転勤」とは、**※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。**

6. 特別徴収義務者指定番号  新規 法人番号 8888888888888888

7. 所在地 伊勢市小俣町元町〇〇番地

8. フリガナ カブシキガイシャ オバタチャウ

9. 氏名又は名称 株式会社 小俣町

10. 所属 人事課 給与係

11. 氏名 御苗 一郎

12. 電話 0596-21-\*\*\*\*

13. 内線 ( )

14. 納入書の要否 (新規の場合のみ記入)  2

15. 納入書の要否 (新規の場合のみ記入) 1. 必要 2. 不要

16. 現年度の徴収区分を変更する場合はチェックしてください。

17. 伊勢市で指定番号をお持ちでない事業所は「新規」をチェックしてください。

18. 「特別徴収税額の通知書」をもとに、徴収する月割額を転勤先の事業所へ必ず連絡していただき、その内容を記入してください。

19. また、受給者番号がある場合は必ず記入してください。

※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。関連事業所ではない事業所への転勤は該当しません。

# 《記入例④》退職・休職等により新年度の徴収区分を普通徴収に変更する場合

下記記入例は、3月に退職する給与取得者の未徴収税額を、4月分で一括して納入し、既に新年度分として提出した給与支払報告書の徴収区分を特別徴収から普通徴収に変更する場合。

(ア) 年税額 [6月～5月分] 120,000円 (イ) 徴収済額 [6月～3月分] 100,000円 (ウ) 未徴収税額 [4月分以降] 20,000円

給与支払報告書 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		〔異動した月の翌月10日までにご提出ください〕		※必要枚数に応じて2枚又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。	
提出日 令和9年4月1日提出	所在地 〒516-0037 三重県伊勢市岩瀬1丁目〇番△号	マイナンバー 9999999999999999	特別徴収異動者 届出番号 0123456789	所属 人事課 給与係	氏名 二見 二郎	電話番号 0596-21-****	伊勢市様式
受付印 伊勢市長	フリガナ カブシキガイシャ イセシ	1月1日 現在地の 住所 伊勢市小俣町元町〇〇番地	氏名又は名称 株式会社 伊勢市	氏名 伊勢 一郎	電話番号 0596-21-****	内線 ( )	
給与所得者 フリガナ イセ イチロウ	マイナンバー 1111111111111111	1月1日 現在地の 住所 伊勢市小俣町元町〇〇番地	氏名 伊勢 一郎	生年月日 3月5日	現在地 津市広明町△△番地	性別 男性	

現在、特別徴収を行っている令和 **8** 年度分(6月～5月)の市県民税・森林環境税の徴収方法を下記のとおり変更します。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 (納付済額) 6月分から3月分まで 100,000 円	(ウ) 未徴収税額 [(ア)-(イ)] 4月分から5月分まで 20,000 円	異動年月日 令和9年3月31日
-------------------------------	--	---	--------------------

1.  退職  
 休職  
 長期欠勤

2.  一括徴収  
 普通徴収 (本人納付)

一括徴収した税額(ウ)は、4月分(5月10日納入期限)で納入します。

3. 現年度の徴収区分を変更する場合はチェックしてください。

4. 異動事由をチェックしてください。

5. どの納入期限分の何月分で納入するかを記入してください。

(ア) 特別徴収税額の通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。  
(イ) (ア)のうち、何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。  
(ウ) (ア)から(イ)を差し引いた金額を記入してください。

6. 新年度の給与支払報告書を「特別徴収」で既に提出している場合は、チェックしてください。

7. 新年度の給与支払報告書を「特別徴収」で提出しているが、異動により新年度の徴収方法を普通徴収に変更する場合はチェックしてください。

8. 新年度分を「特別徴収」として提出した令和 **9** 年度分の給与支払報告書の徴収区分を「特別徴収」から「普通徴収」に変更します。

市  
記入欄

# 特別徴収への切替依頼書

※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

替

伊勢市様式

令和 年 月 日提出  (宛先) 伊勢市長  受付印	給与支払者  特別徴収者	所在地	〒 -	マイナンバー 又は法人番号																
		フリガナ		特別徴収義務者 指定番号		<input type="checkbox"/> 新規 新規はチェック↑														
		氏名又は名称		担連 当絡 者先	所属		氏名		電話	-	-		内線 ( )							

給与所得者	フリガナ		1月1日 住民票の ある住所		市 確認欄
	氏名 (1月1日現在の姓)		現住所		口 座 有・無
	生年月日	元号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日	チェック <input type="checkbox"/> 同上		

↑裏面参照 (注意事項があります)

上記給与所得者について、下記のとおり **現年度**の普通徴収を特別徴収へ切替依頼します。

次 年 度	次年度の給与支払報告書の提出はないが、次年度も特別徴収を希望する場合は下記をチェックしてください。 <b>次年度の特別徴収を希望する</b> <input type="checkbox"/>
-------------	--

↑※この欄は、本依頼書を『1月～3月末』に提出する場合に、必要であればチェックしてください。

普通徴収 (本人納付)

第  期分以降を

特別徴収 (給与天引)

月分から切替

空欄の場合は、  
受理月\*+2カ月で設定させていただきます。

今回から新たに特別徴収を開始する事業所	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入	1. 納入書 必要	2. 納入書 不要
備考			

- ・二重納付等を防ぐため、普通徴収での **納付状況は必ず本人に確認** のうえ、記入してください。
- ・この書類を提出し、**受理される以前に納期限が到来**している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることは**できません**(下表参照)。

【普通徴収の納期限】

※下記期日が土日祝日の場合はその翌日が納期限となります。

第1期	6月30日
第2期	8月31日
第3期	10月31日
第4期	1月31日

**必読**  
**原則、『受理月 + 2カ月以上』で記入してください。**

※特徴税額(天引き額)の通知は**受理月の翌月15日頃に発送**します。  
その通知が**到着してからでも天引き処理できる場合のみ**「受理月+1カ月」を記入していただけます。備考欄にその旨をご記入ください。

□納入期限は、特別徴収月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は翌営業日)になります。  
例：10月分から切替→11月10日納入期限

(\*) 受理月とは、当市で受理した月をいいます。そのため、月末に発送される本依頼書については、郵便事情も考慮し、翌月受理となる場合がありますのでご注意ください。

**※当市では税額を電話等により口頭でお伝えすることはできませんので、ご了承ください。税額はお届けする税額通知でご確認ください。**

個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子での受け取りを希望される場合は、受給者番号は必須項目となります。ただし、次の文字や文字列は使用できないため、ご注意ください。

項番	文字、文字列	説明
1	,	カンマ
2	@	アットマーク
3	¥	バックスラッシュ、円記号
4	/	スラッシュ
5	:	コロソ
6	*	アスタリスク
7	?	クエスチョンマーク、疑問符
8	"	ダブルクォーテーション
9	'	シングルクォーテーション
10		バーティカルバー
11	#	シャープ
12	%	パーセント
13	^	カレット
14	`	アクセングラフ/バックティク
15	~	チルダ

項番	文字、文字列	説明
16	_	アンダーバー
17	<	不等号小なり
18	>	不等号大なり
19	[	左角括弧
20	]	右角括弧
21	{	左中括弧
22	}	右中括弧
23	(先頭が).	先頭1文字目が半角ドット
24	AUX	
25	COM0 ~ COM9	{COM} & 0から9の連番
26	CON	
27	LPT0 ~ LPT9	{LPT} & 0から9の連番
28	NUL	
29	PRN	

## 《記入例⑤》 新たに特別徴収を希望される場合

下記記入例は、1期まで普通徴収で納めた方が、就職等により2期以降の分を10月支給の給与からの特別徴収に切替する場合。

令和 8 年 8 月 3 日提出

(宛先) 伊勢市長

受付印

### 特別徴収への切替依頼書

※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

替

伊勢市様式

	〒 516 - 0037	マイナンバー 又は個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	特別徴収義務者 指定番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 <input type="checkbox"/> 新規
所在地	三重県伊勢市岩瀬1丁目〇番△号	所属	給与係
フリガナ	カブシキガイシャ イセシ	氏名	二見 二郎
氏名又は名称	株式会社 伊勢市	電話	0596 - 21 - **** 内線 ( )

給与所得者	フリガナ イセ イチロウ	1月1日 住居票の ある住所 伊勢市小俣町元町〇〇番地	
	氏名 (1月1日現在の姓) 伊勢 一郎	現住所 津市広明町△△番地	
	生年月日 3 月 5 日		
	受給者番号 (ある場合は必須) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0		

伊勢市で指定番号をお持ちでない事業所は「新規」をチェックしてください。

事業所として附番している受給者番号がある場合は必ず記入してください。

次年度 次年度の給与支払報告書の提出はないが、次年度も特別徴収を希望する場合は下記をチェックしてください。  
次年度の特別徴収を希望する

↑ ※この欄は、本依頼書を「1月～3月末」に提出する場合に、必要であればチェックしてください。

普通徴収 (本人納付)

第 2 期分以降を

→

特別徴収 (給与天引)

第 10 月分から切替

◆この欄は、本依頼書を『1月～3月末\*』に提出する際に、**現年度+新年度の処理が必要な場合にのみ記入してください。**

※新年度のみ処理が必要な場合については、提出時期はこの限りではありません。ただし、当初通知には4/15迄に提出された分のみが反映されますのでご了承ください。

〔記入が必要な場合の例〕  
1月以降に就職したため、R8年中支払分(R9年度課税分)の給与支払報告書はないが、R9年度(6月から開始分)に特別徴収を希望する場合。：右図参照


実際の年	R7	R8	R9	R10													
税の年度	R8年度																
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
時系列	R8年中は「A社」での収入がない					「A社」はR9年度 給与支払報告書を作成しない					「A社」のR9年度 給与支払報告書がない						
						↓					↓						
						R9年1月以降に「A社」からの給与収入が発生					↓						
						↓					↓						
						「A社」でR8年度(R9.5月まで)の特別徴収開始(切替依頼書提出)					↓						
						+					↓						
						「次年度」欄に✓を入れる					↓						
						↓					↓						
						「次年度」欄に✓がある					↓						
						↓					↓						
						「A社」でR9年度(R9.6月～R10.5月)の特別徴収開始											



# 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※必要枚数に応じてコピー又は伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

伊勢市様式

 令和 年 月 日提出 (宛先) 伊勢市長	<b>【変更前】</b> (特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号	連絡担当者	係	氏名	電話	内線( )
		名称 (氏名)																
		代表者の 氏名																
		マイナンバー 又は 法人番号																

変更事項(該当箇所のみ記入)		変 更 前	変 更 後
			[ 変更年月日: 令和 年 月 日 ]
①	フリガナ		
	住所	〒	〒
	フリガナ		
	方書 (ビル名・階数等)		
②	フリガナ		
	名称 (氏名)		
③	合併の場合	合併先名称	合併後 使用する 指定番号 (いずれかに チェック)
	指定番号		
④	フリガナ		
	送付先 (登記簿変更なし:法人の場合)	〒	<input type="checkbox"/> 送付先の設定を解除する。
⑤	電話	— —	— —
備考			

- ※ 所在地・方書・名称には誤読をさけるため必ずフリガナを記入してください。
- ※ ①～③は登記完了後の内容を記入してください。
- ※ 合併等や、個人事業主が法人になる場合は、指定番号が変更となりますのでご了承ください。  
**また、その際は本書に加えて給与所得者異動届出書を提出してください。**

市 確 認 欄		
日付	入力	点検
/		



## 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(注意)

- 1 この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- 2 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに市長に届け出なければなりません。
- 3 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。
- 4 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所において、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px;">○</span> </div> <p style="text-align: center;">受付印</p> <p style="text-align: center;">令和    年    月    日提出</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 伊勢市長</p>	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)											特別徴収義務者 指定番号				
		名称 (氏名)											連絡 担当者	係			
		代表者の 氏名												氏名			
		マイナンバー 又は 法人番号															電話

伊勢市様式

地方税法第321条の5の2及び市税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。

特例の適用を受けようとする税額

令和    年    月    (    月    日納期分 ) 以隆の納入に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額

申請日の属する月の前月から <b>6カ月間</b> の各月末の給与の支払を受けた人員数を記入してください。  例:6/1に申請の場合 →5月、4月、3月、2月、1月、12月	1カ月前	2カ月前	3カ月前
	令和    年    月    人	令和    年    月    人	令和    年    月    人
	4カ月前	5カ月前	6カ月前
	令和    年    月    人	令和    年    月    人	令和    年    月    人

市 確 認 欄
日付 /
入 力
点 検

(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由を記入してください。	
(2) 申請日の前日から1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日を記入してください。	年    月    日








## 公金に関するゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

## B この用紙は控ですから貴社(所)で保存してください。

	<p>指 定 通 知 書</p>
<p>様 (利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記入)</p>	
<p>上記ゆうちょ銀行(郵便局)を伊勢市の市県民税・森林環境税特別徴収の納入取扱店(局)に指定しましたから、納入書により納入してください。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>伊 勢 市 長</p>	

**※お願い** 納入について三重・愛知・岐阜・静岡以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び日付を記入(A・Bとも)のうえ、第1回分の払込時に指定通知書(A)をそのゆうちょ銀行または郵便局へ提出してください。

## A

<p>年 月 日</p>
<p>様 (利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記入)</p>
<p>伊 勢 市 長 (公印省略)</p>
<p>指 定 通 知 書</p>
<p>貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市県民税・森林環境税(特別徴収税額)の取扱店(局)に指定しました。</p>
<p>1. 認 可 番 号 貯業1第3617号</p> <p>1. 口 座 番 号 00810-6-960216</p> <p>1. 加 入 者 の 名 称 伊勢市</p> <p>1. 取 り ま と め 店 名古屋貯金事務センター</p>



## 領収証書・納入書・納入済通知書の税額欄の記入について《お願い》

- 1 納入書等は別つづりになっています。自動読取装置により処理しますので、金額訂正の際は、下段の 記入上の留意点、次ページからの 記入例 を参考に記入のうえ納付してください。
- 2 納入書等は月別になっています。書き損じたり、汚損したときは、予備用紙に該当月・納入期限、金額等を記入のうえ使用してください。
- 3 税額の変更などにより、納入金額に変更があった場合でも、変更後の金額を記載した納入書は送付いたしません。各月ごとに金額を確認し、必要に応じて金額を訂正してください。

### ※記入上の留意点

① ¥マークは記入しないでください。		1	2
② 文字は続けしないでください。		5	0
③ ゴム印は使わないでください。		2	1
④ 文字はカスレないように記入してください。		8	0
⑤ つなぐ線は必ずつないでください。		6	9
⑥ 余計なヒゲはつけないでください。		0	7
⑦ 枠からはみださないようにしてください。		3	5
⑧ 枠内に大きめに記入してください。		2	5
⑨ 線の間がつぶれないようにしてください。		8	9

### ※筆記用具

- ・ボテ・カスレの少ない黒ボールペンを使用してください。
- ・訂正の際は、修正テープ・修正液等を使用しないでください。

### ※よい記入文字例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

# 記入例

## (1) 納入すべき税額が印字されていない納入書(予備の納入書等)が使われる場合

記入誤りや延滞金のみ、又は退職所得に係る税額のみを納入する場合等に使用してください。  
 納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄等に納入金額を記入し、「合計額」欄にそれらの合計額を記入してください。  
 また所定箇所にも年月及び納期限を記入してください。退職所得に係る税額のみの場合は、記入例(3)も参照してください。

① 領取証書 (納入者保管)

② 納入書 (金融機関保管)

③ 納入済通知書 (伊勢市保管)

◎記入箇所 (黒ボールペンで記入)

## (2) 納入金額(給与分)が変更になった場合

「納入金額(1)」欄を必ず2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額を記入してください。  
 退職所得に係る税額がない場合は、「退職所得分」欄には、何も記入しないでください。

◎2本線で抹消する

◎納入金額の記入箇所(黒ボールペンで記入)

### (3) 納入金額(給与分)に退職所得に係る税額を併せて納入する場合

「納入金額(1)」欄を必ず2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄に給与所得に係る納入金額を、「退職所得分」欄に退職所得に係る納入金額を、また、「合計額」欄にそれらの合計額を記入してください。

なお、退職所得に係る税額のみを納入する場合は、予備の納入書を使用してください。(記入例(1)を参照してください。)

◎2本線で抹消する

◎納入金額の記入箇所(黒ボールペンで記入)

### ☆ 退職所得に係る市県民税納入申告書の記入例(納入済通知書の裏面に印刷しています。)

市民税 納入申告書	
(あて先) 伊勢市長	(受付印)
00年 8月 26日提出	
00年 8月分	人員 / 人
退職手当等支払金額	142,236.32
特別徴収税額	8,160.00
市民税	5,940.00
県民税	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
住所(居所) 又は所在地	〒516-0037 三重県伊勢市岩瀬1丁目〇番△△号
氏名又は名称	株式会社 伊勢市
法人番号	1234567890123
個人番号	

(例) 勤続年数 25 年で 14,223,632 円の退職手当金を支給した場合

市民税+県民税…表面の「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に記入し、「給与分」と併せて納入してください。

平成 28 年 1 月 1 日以後に提出される申告書から、法人番号・マイナンバー(個人番号)の記載が必要となっています。

